

退職給与引当金に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

(平成16年分以降用)

本年中の退職給与発生額基準	本年末退職給与の要支給額	①	円
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	②	
	差引金額 (① - ②)	③	
	前年末退職給与の要支給額	④	
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	⑤	
	差引金額 (④ - ⑤)	⑥	
	再差引金額 (③ - ⑥)	⑦	
給与総額基準	本年末使用人の給与総額	⑧	
	同上の $\frac{6}{100}$ 相当額	⑨	
⑦ と ⑨ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑩	
累積限度額基準	本年末退職給与の要支給額 (③ の 金 額)	⑪	
	同上の $\frac{20}{100}$ 相当額	⑫	
	退職年金制度へ移行した場合の累積限度額(下記の⑬の金額)	⑬	
	本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	⑭	
	(⑫ 又 は ⑬ の 金 額) - ⑭	⑮	
本年分退職給与引当金繰入限度額 (⑩と⑮のいずれか少ない方の金額)		⑯	
本年繰り入れた退職給与引当金の額		⑰	

○退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳

移行年	①	年	移行年の翌年からその年までに支出した過去勤務掛金額等の合計額	②	円
移行年の翌年1月1日から 本年末までの期間	③	年	$\text{②} - \text{①} \times \frac{\text{④}}{7}$ (赤字のときは0)	⑤	
移行年の年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	⑥	円	本年分調整前累積限度額 (③ $\times$ $\frac{20}{100}$)	⑦	
移行年分における調整前累積限度額 (移行年分の⑥ $\times$ 移行年分における累積限度割合 $\frac{1}{100}$)	⑧		本年分調整後累積限度額 (⑦ + (⑤ - ④))	⑨	
移行年分における調整前累積限度超過額 (⑥ - ⑧)	⑩		本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額 (⑨の金額)	⑪	
⑩ 又 は ⑩ $\times$ $\frac{7-\text{④}}{7}$	⑫		⑨と⑪のいずれか少ない方の金額	⑬	

退職給与引当金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が所得税法（以下「所法」といいます。）第 54 条の規定による退職給与引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、退職給与引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族を除きます。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程の定めにより計算される退職給与の合計額を記載します。
- (2) 「②」欄及び「⑤」欄には、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等（以下「年金契約等」といいます。）を締結している場合又は確定給付企業年金を実施している場合で、退職給与規程において退職給与のうちに年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金に係る規約に基づく給付金を含む旨を規定しているときに、その契約又は規約に基づく給付金の合計額を記載します。
- (3) 「④」欄には、(1)に該当する使用人のうち前年 12 月末日から引き続き在職している者の全員が、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、その日現在の退職給与規程により計算した退職給与の額の合計額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、原則として労働協約による退職給与規程以外の規定を定めている場合に、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族及び日々雇い入れる者、臨時に期間を定めて雇い入れる者その他退職給与の支給の対象とならない者を除きます。）に本年中に支払った給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与の合計額を記載します。
- (5) 「退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳」の各欄は、適格退職年金契約を締結している場合、厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 12 号に規定する厚生年金基金をいいます。）を設立している場合又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している場合で、退職給与規程の改正等に伴い、それまで退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部を年金契約等の給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給することとなった、又は各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれていることとなった年（移行年）に調整前累積限度超過額（「⑩」欄の金額をいいます。）が生じたときに、その移行年から「⑩」欄の金額が「①」欄の金額以下となる最初の年の前年までの各年において記載し、この表で計算した累積限度額（「⑬」欄の金額）を「⑬」欄に転記します（所得税法施行令第 156 条第 3 号参照）。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

所法第 54 条、平成 10 年中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の設備等に関する政令附則第 11 条